

# 横浜市 子どもの貧困対策 に関する計画

概要版

平成28年度～平成32年度

## 子どもの貧困対策とは

国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。「子供の貧困対策に関する大綱」は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目指しています。

横浜市では、国が策定した大綱を踏まえて、子どもの貧困対策に関する基本目標や基本的な考え方、平成28年度からの5か年で取り組む施策などを盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定しました。

## 目次

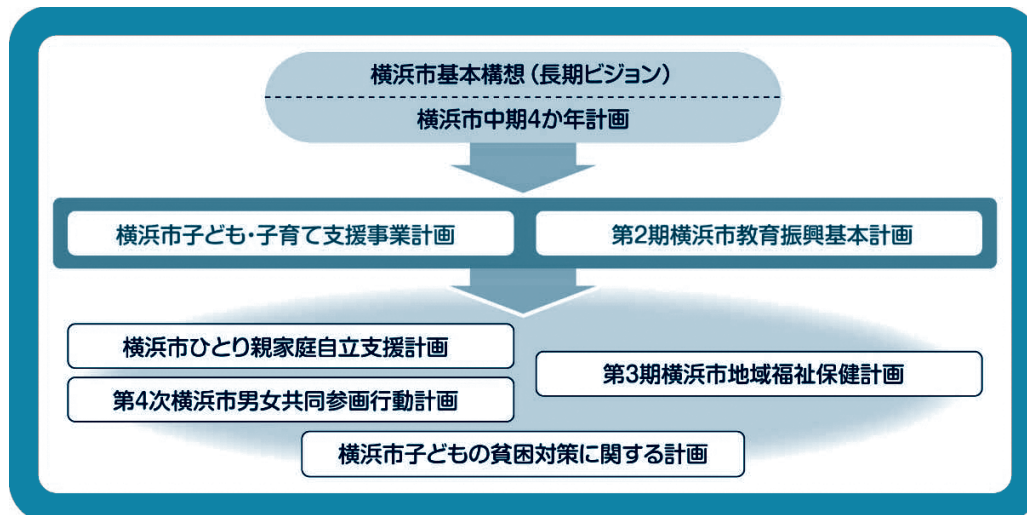
第1章	総則	P1
第2章	本市の子どもの貧困の状況	P2
第3章	子どもの貧困対策における取組の視点	P4
第4章	本市の子どもの貧困対策	P6
第5章	子どもの貧困対策に関する取組	P8
第6章	計画の推進	P14

## 1 計画の策定理由

- 横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開していくこと及び、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

## 2 計画の位置づけと他計画との関係

- 本計画は、国が策定した大綱を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画 2014-2017」や「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第2期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方等を基に、子どもの貧困対策に資する取組について、改めて整理するとともに、本市としての基本目標や、施策展開の考え方、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。



## 3 計画期間

- 5年間（平成 28 年度から平成 32 年度まで）

## 4 計画の対象

- 【年齢層】 生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね 20 代前半までの子ども・若者とその家庭
- 【状況等】 ①現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭  
②保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭 など

## 1 本市における子どもの貧困の実態把握の方法

- 本市における子どもの貧困の実態を把握するために、0歳から24歳未満の子ども・若者のいる6,000世帯を対象とする市民アンケート（以下、市民アンケート）、生活保護や児童扶養手当を受給している世帯等に対する対象者アンケート（以下、対象者アンケート）、日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている計17の関係機関・団体等に対する支援者ヒアリング（以下、支援者ヒアリング）を実施しました。

## 2 本市における子どもの貧困に関する状況

## 貧困線を下回る世帯で生活する子どもについて

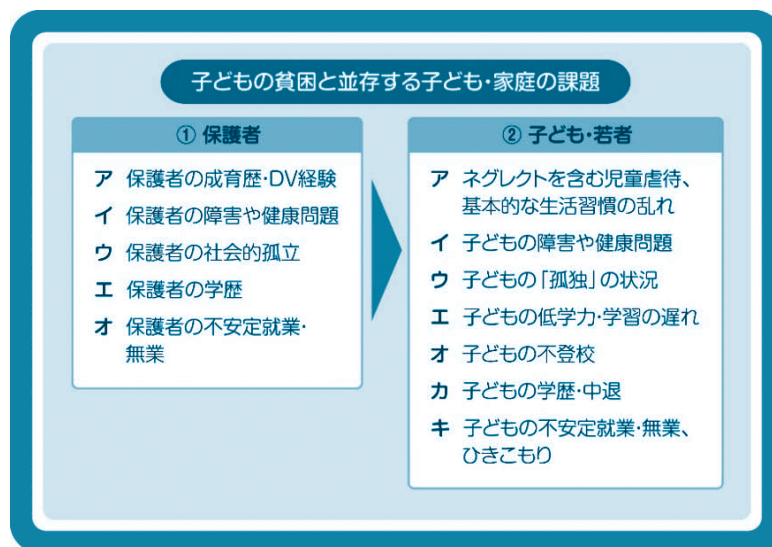
- 家族一人あたりの可処分所得が、国の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯で暮らす子どもの割合を、子どもの貧困率といいます。
- 市民アンケートにより得られたデータを用いて、本市において国の貧困線（平成25年国民生活基礎調査）を下回る水準で生活する子どもの割合を算出したところ**7.7%**となり、およそ4万4千人と推計されました。また、本市に暮らすひとり親世帯のおよそ半分以上が国の貧困線を下回る水準で生活している状況であると推計されました。本市の、特にひとり親世帯の状況は、厳しい水準にあると言えます。
- 現在の暮らしの状況に対する認識について、「大変苦しい」と回答した割合は、市民アンケート全体が**5.8%**であるのに対して、ひとり親世帯では**17.5%**、貧困線以下の世帯では**20.9%**となっています。また、対象者アンケートの結果では、その割合は**27.4%**となっています。
- 過去一年で必要とする食料を買えないことがあった割合は、市民アンケート全体では**4.6%**でしたが、ひとり親世帯では**16.6%**、貧困線以下の世帯では**19.0%**となっています。
- また、過去一年で必要とする文具や教材を買えないことがあった割合は、市民アンケート全体で**4.7%**でしたが、ひとり親世帯では**19.2%**、貧困線以下の世帯では**21.6%**となっています。

## 経済的困窮等、特に困難を抱えやすい子ども・世帯について

- 国の大綱では、子どもの貧困対策によって「優先的に施策を講じるよう配慮する必要がある」「支援を要する緊急度の高い子供」として、社会的養護を必要とする子ども、生活保護受給世帯の子ども、ひとり親世帯の子どもが示されています。
- **社会的養護を必要とする子ども**：保護者のいない子どもや、虐待を受けた子どもなど、家庭で生活することが困難で、本市で社会的養護を受ける（乳児院や児童養護施設に入所している子ども、里親等に委託されている）子どもは、平成26年度末現在で880人となっており、本市の18歳未満の子どものおよそ0.15%となっています。本市の児童虐待新規把握件数は増加傾向にあり、平成26年度の1年間で1,000件を超えています。児童虐待として把握されたうちの2割程度が社会的養護のもとで暮らしています。
- **生活保護世帯の子ども**：本市で生活保護を受給する世帯の18歳未満の子ども数は増加傾向にあり、平成26年7月現在で約1万人、18歳未満の約2%となっています。生活保護を受給する母子世帯数についても、過去20年間で約3.7倍に増加し、平成26年度末で約4千世帯となっています。
- **ひとり親世帯の子ども**：本市で児童扶養手当を受給する子どもの数は、平成25年で3万1千人となっており、18歳未満の子どもに占める割合は約5%となっています。

## 子ども・家庭の課題と子どもの貧困

- 本市が実施した支援者ヒアリングとアンケート調査では以下のような困難な状況が指摘されています。
  - ◆ 保護者が自身の親や配偶者等から虐待や暴力を受けていたことなどから、親族等に頼れない状況の方も多いため指摘されています。さらに、このような方の中には、支援者との関係性を含めて、人とのつながりを自ら断ち切ってしまい、保護者が「社会的孤立」状況となり、子どもへの支援が届かなくなるという事例もあるとされています。
  - ◆ 児童相談所が児童虐待等で関わる家庭の中に、経済的困窮の課題を抱える例が多いことが指摘されています。具体的な例として、身体的虐待のほか、適切な食事を与えていない、学校等への登校がままならない、乳幼児を家に残したまま度々外出するなどのネグレクトの状況にある世帯への対応が増えているとされています。
  - ◆ 市民アンケートの6～17歳の宛名の子どもについて、学校等の勉強全般の状況が「かなり遅れている」または「やや遅れている」と回答した割合は、市民アンケート全体では**9.7%**であったのに対して、ひとり親世帯では**24.2%**、貧困線以下の世帯では**26.4%**となっていました。
  - ◆ 市民アンケートの宛名の子ども・若者のうち「過去に不登校経験あり」あるいは「現在不登校中」と回答した割合は、全体では**3.8%**、ひとり親世帯では**9.6%**、貧困線以下の世帯では**10.8%**となっています。
  - ◆ 経済的な理由により子どもに進学を諦めさせたり学校を中退させたりしたことがあるかについて、「ある」あるいは「これまでにはないが、今後その可能性がある」を合わせた割合は、市民アンケート全体では**20.7%**であったのに対して、ひとり親世帯では**56.5%**、貧困線以下の世帯では**49.6%**となっています。
- 本市の調査結果をもとに、子どもの貧困の背景に存在する、子どもと家庭が抱える多様な困難な状況を整理したところ、保護者が抱える困難が、子どもの育ちに影響を与え、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することが示唆されました。直接的な経済的困窮対策だけでなく、子どもが抱えるこれらの困難についても、世代間連鎖を断つという視点が必要です。



## 経済的困窮を抱える世帯が求める子どもへの支援

- 経済的困窮を抱える保護者に子どもに関する悩みについてたずねたところ、6割が「子どもの教育費のことが心配である」、5割超が「子どもの進学や受験のことが心配である」と回答しています。
- 対象者アンケートで、子どもにとってあったらよいと思う支援等についてたずねたところ、6割以上が「生活や就学のための経済的補助」を挙げています。また、「低い家賃で住める場所（寮や下宿のような所）」についても3割以上が回答しており、経済的な面での支援が求められています。

- 貧困状態にある子ども・若者、家庭が抱える複合的な課題等を踏まえ、本市が子どもの貧困対策に取り組むにあたっての視点を次のとおり整理します。

## 1 支援につながっていない子ども・若者、家庭を見守る

### (1) 気づく・つなぐ・見守る

- 社会的な孤立の状況にあり支援制度の情報が届いていない世帯が、最も厳しい状況におかれているといった意見があります。制度等の利用に関わらず、困難を抱えている子ども・若者、家庭を、様々な場面でできるだけ早期に把握し、具体的な支援や見守りにつなげていくことが必要です。

### (2) 対象者への配慮と支援の仕組みづくり

- 支援や見守りにあたっては、子どもや保護者に傾聴することで、家庭が抱えている困難や背景に気づくこと、気持ちに配慮しながら寄り添い、見守り、抱えている悩みや困難に応じた支援につなげる必要があります。

## 2 乳幼児期の子どもの心身の健康保持、自己肯定感や基本的信頼感の醸成

- 子どもの心身の健康や情緒の安定を図り、基本的な生活習慣の定着の促進を図るとともに、自己肯定感や基本的信頼感を醸成し、子どもの育ち・成長を支えていくことが必要です。
- 乳幼児期に、保護者をはじめとする特定の保育者がしっかりと子どもと関わることで、愛着形成や情緒の安定と、自己肯定感を得られることは、基本的な生活習慣の定着をはかり学齢期以降の学習習慣の基盤をつくるとともに、学習意欲や、課題や困難に立ち向かう精神力の基盤をつくるためにも非常に重要です。

## 3 学力保障と教育と福祉の連携

### (1) 小・中学校における学力保障

- 小・中学校においては、これまで以上に全ての子どもの学力を保障するため、学校と関係機関が連携して学習支援を充実していくことが必要です。

### (2) 教育・福祉の連携による児童・生徒支援

- 子どもや家庭の経済的な困窮、保護者の就労や疾病・障害等による養育環境の課題は、学校だけでは解決できないため、福祉や医療などの専門的なアプローチが求められます。これまで以上に学校・区役所・児童相談所等の関係機関が連携し切れ目のない支援を行っていきます。

### (3) 高校進学に向けた学習支援

- 生活保護世帯等の子どもに対し、「寄り添い型学習支援事業」として高校進学のための学習支援の取組を各区で展開していますが、参加を希望しながらも参加できない子どもがいるため、受入枠や実施か所の拡充が求められています。また、現在中学3年生が中心となっている利用者について、学習の効果を高める等のためには、より早い段階から学習支援が必要とされています。

### (4) 高校進学後の学習支援と支援ネットワークの強化

- 高校進学後の就学の継続や就業を支援する取組を行っていますが、今後は、自立する力の育成を目標に、関係機関と連携した支援の充実が必要です。また、関係機関においては、学校との連携の中で、必要な情報提供や相談対応などにより就学継続支援に取り組むこと、高校中退後に円滑に利用できる支援の仕組みをつくること、高等学校卒業程度認定試験の受験など学び直しの機会や支援が必要です。

## 4 多様な大人との関わり

- 学習支援の取組を始めとして、子どもと関わる場面では、子ども達が、職業や将来の自立に向けた情報や具体的なイメージを持つとともに、そこに至るために必要なプロセスや努力すべき点を知ることができる、ロールモデルとしての身近な大人との関わりの視点を持つことが必要です。

## 5 ひとり親家庭の保護者の自立支援における子育てとの両立の視点と子どもに対する支援

- 現に貧困であるかに関わらず、ひとり親家庭等困難を抱えやすい家庭に対する支援としては、精神的なケアを含めた生活全体の支援、子育てとの両立ができる仕事に就くための支援の充実や、子育て支援環境をひとり親家庭等にとってより利用しやすいものとしていくことが必要です。

## 6 社会的養護の子どもへのアプローチ

### (1) 施設等を退所した後の自立支援

- 施設等を退所後、自立に向けた生活基盤を支えるための安定的な住居の確保のための取組、就労継続のための相談支援、やむを得ず離職した場合に次の支援の拠点となる場所やよりどころとなる居場所を一層充実していく必要があります。

### (2) 進学支援の充実

- 社会的養護を必要とする子どもが、本人の努力だけでは解決できない事由により、大学進学など希望の進路をあきらめなくてはならない状況を防ぐための経済的な支援や社会全体で応援していく機運を高めていくことが必要です。

## 7 困難を抱える若者支援

- 若者自立支援機関による専門の相談や就労訓練等の取組を推進するとともに、地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することが必要です。
- 地域社会における協力者・応援者を増やすことにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付け、より多くの若者に支援が行き届くよう取り組む必要があります。

## 8 妊娠・出産期からの子どもの貧困対策

- 妊娠・出産期の母子に対する母子保健の取組は、育児不安の早期解消や児童虐待の早期発見・早期予防に加え、子どもの貧困を早期に発見し、見守りや支援につなげるために、大変重要な役割を有しています。

## 9 切れ目のない支援と個人情報の共有

- 切れ目のない支援を展開するため、支援機関同士の連携強化に向けて、民生・児童委員、主任児童委員や「要保護児童対策地域協議会」等の既存の仕組みとも連携しながら、必要な範囲での個人情報の共有のあり方について検討していきます。

## 1 本市の子どもの貧困対策の基本目標・基本的な考え方・計画体系

- 本市が子どもの貧困対策に取り組むにあたっての視点を踏まえ、5か年の計画期間における、目指す基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や計画体系は次のとおりです。

### 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指して、子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、家庭の経済状況に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

### 施策展開にあたっての基本的な考え方

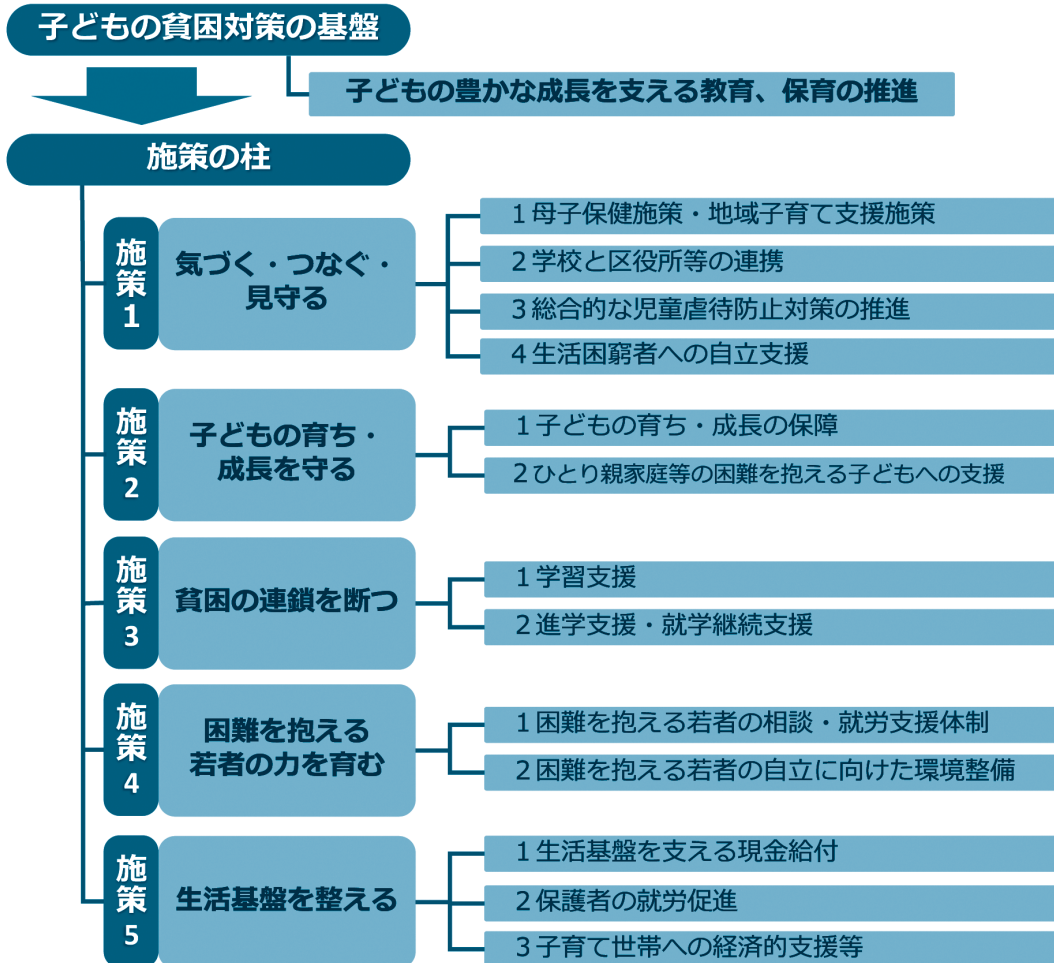
横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることなどにより、貧困が連鎖することを防ぐため、国や県との役割分担のもと、子ども・若者や家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

「育ち・成長」と「教育の機会」を保障する環境づくり

「切れ目のない支援」が「届く」仕組みづくり

人材育成の視点と地域社会とのつながりへの配慮

### 計画の体系



## 2 計画の進ちょく状況の把握

- 子どもの成長段階や困難を抱える若者・ひとり親家庭等対象ごとの目標値を設定し、計画の推進状況を把握する手立ての一つとします。
- 計画の進ちょく状況は、計画に位置付ける取組全体を推進することで、子どもの貧困状態の改善に資する環境を実現できているかの視点や、取組の結果として、子ども・若者の自立に向けた基盤が育まれているかにより把握していきます。

対象	目標	直近の現状値	目標値(平成 32 年度)
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26 年度)	95.0%(※ 1)以上
未就学期	保育所等待機児童数	8 人 (27 年 4 月)	0 人(※ 1)
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	53.4% (26 年度)	65%(※ 1)以上
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合	小：74.2% 中：64.2% (26 年度)	小：75.0%(※ 2)以上 中：65.0%(※ 2)以上
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26 年度)	75.0%(※ 2)以上
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	488 人 (26 年度)	1,200 人
高校生	市立高等学校における就学継続率※ 3	93.1% (26 年度)	95.0%以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率※ 4	97.9% (26 年度)	99.0%以上
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082 人 (26 年度)	1,500 人(※ 1)以上
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303 人 (26 年度)	1,900 人(※ 1)以上 (26 年度～7 か年累計)

※ 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値 (平成 31 年度)

※ 2 第 2 期横浜市教育振興基本計画の目標値 (平成 30 年度)

※ 3 就学継続率は卒業者数を入学者数で割った値

※ 4 進路決定率は進路決定者数を卒業者数で割った値



## 1 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

- 未就学期の育ちや学びは大人になってからの活動や生き方の基盤をつくります。本市では、一人ひとりの発達に応じた未就学期からの育ちの積み重ねを大切に、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障する教育・保育を目指します。
- 本市では、子どもたちが、「知」（確かな学力）「徳」（豊かな心）「体」（健やかな体）「公」（公共心と社会参画意識）「関」（国際社会に寄与する開かれた心）で示す力を身に付けられるよう横浜の教育を推進します。

主な取組	概要
乳幼児期の教育・保育の保障	「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園等での幼児教育と、乳幼児期の保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、居宅訪問型保育事業等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。上記の施設等を利用する際の利用料（保育料）について、生活保護世帯や非課税世帯等の低所得者の負担軽減を図ります。
私立幼稚園就園奨励補助	私学助成を受ける幼稚園に在園する園児について、世帯の所得状況に応じた助成により入園料と保育料の負担軽減を行い、生活保護世帯や非課税世帯の低所得者の負担軽減を図ります。
乳児期・幼児期・小学校の連携・接続	長い目で見ての子どもの育ちを実現するためには、子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。このため、本市では、保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えていきます。
一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上	各学校において、「学力向上アクションプラン」を作成し、学力層を意識した授業改善に取り組みとともに、個別指導や習熟度別指導など、子ども一人ひとりに応じた指導方法や指導体制を工夫するなど、基礎学力の向上を目指します。
子どもの社会的スキルの向上	子どもの自立及び仲間との良好な関係、そして集団への積極的な関わりを作り出すために必要な資質や能力を育成します。
自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり	学校においては、全ての子どもを対象に「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等を活用して、一人ひとりがかかる実感を持てる授業づくりや、子ども同士が互いに認め合い、温かく関わる集団作りを大切にします。
地域と連携した放課後の学習支援	学習支援が必要な中学生を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上のため、地域と連携した学習支援「放課後学び場事業」を、平成32年度までに76校で実施予定です。
発達の段階に応じたキャリア教育の推進	働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標を持てる子どもを育むことを目指し、小・中学校が連携してキャリア教育に取り組んでいきます。
登校支援の取組	学校では、不登校の未然防止に向けて、子どもたちが自己有用感や自己肯定感を育むような学級・学校づくりに取り組みます。不登校児童生徒の社会的自立や登校を目指して、横浜教育支援センターにおけるハートフルフレンドによる訪問、ハートフルスペース、ハートフルルームの活動の充実により、児童生徒や保護者への積極的な支援を図ります。
学校における食育の推進	学校における食育を通じて、食の自己管理ができる児童生徒の育成に向け、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎を涵養していきます。
貧困問題の学校における理解促進	貧困状態に置かれた子どもの生活状況や、子どもの貧困が子どもの健康、学力、将来に及ぼす影響、そして子どもの貧困に対する学校における取組等について様々な場面で教職員の理解を図ります。

## 2 5つの施策の柱

### 施策1 気づく・つなぐ・見守る

#### 施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、支援につなげていきます。
- 地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

取組 主な	概要
1 子育て支援施策 母子保健 地域	<p>【<b>妊娠期から子育て期にわたる相談支援</b>】妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、両親教室、妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を進めます。また、産科・小児科などの医療機関や子育て支援機関、関係者と連携し、支援が必要な方への相談支援を行います。また、「にんしんSOSヨコハマ」(★)を設置し、予期しない妊娠等に悩む妊婦への妊娠早期からの相談支援の充実に取り組みます。</p> <p>【<b>地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施</b>】各区にある地域子育て支援拠点において、子育て家庭の個別ニーズ等に応じて、多様な教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、専任の職員「横浜子育てパートナー」が情報提供、相談、援助、助言などを行います。</p>
2 学校と区役所等 の連携	<p>【<b>区役所の学齢期対応の窓口の一本化</b>】学齢期の留守家庭児童への対応も含めた学齢期対応の窓口を区役所のこども家庭支援課に一本化し、乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援を行います。</p> <p>【<b>スクールソーシャルワーカー、カウンセラー及び児童支援専任教諭(★)・生徒指導専任教諭の配置</b>】いじめや不登校などの未然防止や早期解決に取り組むため、児童支援専任教諭の全小学校、生徒指導専任教諭の全中学校への配置や、専門家であるカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など、児童生徒支援体制を充実させます。</p> <p>【<b>高校就学継続、進路選択等の支援</b>】市立高校全校にスクールカウンセラーを配置し相談支援を行います。また、「進学指導アドバイザー」の派遣や産業カウンセラーによる就業に関する相談支援などキャリアアカウンセリングの充実を図り、教職員による生徒への指導と合わせ、学びの継続や自立に向けた支援を行います。</p>
3 総合的な児童虐待 防止対策の推進	<p>【<b>児童虐待防止啓発地域連携事業</b>】児童虐待防止に関する広報・啓発、児童相談所・学校・警察等の関係機関との連携強化、体制の整備・強化、人材育成、組織的対応の強化、支援策の充実、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待対策を総合的に進めます。</p> <p>【<b>児童相談所等の相談・支援体制の充実</b>】増加する相談・通告に対応し、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図ります。「横浜市子ども虐待対応における連携強化指針」に基づき、区役所(福祉保健センター)での虐待の早期発見や再発防止等への対応を図るとともに、警察官(OB)を児童相談所へ配置し、連携強化と、相談・支援体制の充実を図っています。</p> <p>【<b>保育所での見守り強化</b>】児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度状況にある被虐待児童について、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受け入れ体制を整えます。</p>
4 生活 自立支援 困窮者への	<p>【<b>区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化</b>】生活困窮者自立支援の核となる自立相談支援事業の実施にあたり、各区に自立相談支援員を配置し、包括的な相談や支援に向けた区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携を強化していきます。</p> <p>【<b>地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進</b>】学校・保育所をはじめ、地域ケアプラザや民生委員等、日常的に子ども・若者、家庭に接する機会を有する関係機関のネットワークを充実させ、子どもを含む生活困窮者を、早期に適切な支援に繋げていくためのアウトリーチ機能を強化していきます。</p>

※★印は本市独自で実施している事業・取組

## 施策2 子どもの育ち・成長を守る

### 施策の方針

- 困難を抱える子どもに対して、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供することにより、子どもが自己有用感や自己肯定感を持ちながら健やかに成長できるよう、子どもや家庭の子育てを支えます。
- 学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えています。
- ひとり親家庭等に対する生活面や学習面での個別のサポートを強化することで、困難を抱えやすい家庭の子どもたちの育ち・成長を守るとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、学齢期以降の学習習慣の基盤を整えます。

取組 組	概要
1 子どもの育ち・成長の保障	<p><b>【乳幼児期の教育・保育の保障（再）】</b>「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園等での幼児教育と、保育が必要な子どもへの保育を、個人の権利として保障する観点から、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、居宅訪問型保育事業等の施設等を利用した場合に共通の仕組みで給付が受けられます。上記の施設等を利用する際の利用料（保育料）について、生活保護世帯や非課税世帯等の低所得者の負担軽減を図ります。</p> <p><b>【私立幼稚園就園奨励補助（再）】</b> 私学助成を受ける幼稚園に在園する園児について、世帯の所得状況に応じた助成により入園料と保育料の負担軽減を行い、生活保護世帯や非課税世帯の低所得者の負担軽減を図ります。</p> <p><b>【乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）】</b> 長い目で見ての子どもたちの育ちを実現するためには、子どもたちの育ちと学びを「連続性・一貫性」を持ってつないでいくことが非常に重要です。このため、本市では、保育所や幼稚園等から小学校に円滑に接続できるようにカリキュラムを整備し、子どもの成長を連続して支えています。</p> <p><b>【学齢期以降の子どもの居場所】</b> 放課後キッズクラブや放課後児童クラブ等での発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。中学生・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点（★）」を民間ビルのスペースなどを活用して実施しています。今後、学校・区役所・家庭・身近な居場所・関係機関等とのネットワークづくりや地域との連携により、青少年の交流や地域資源を活用した体験活動を充実するとともに、青少年を取り巻く困難やリスクの早期発見、早期支援に取り組みます。</p>
2 ひとりの親家庭等の困難を抱える子どもへの支援	<p><b>【ひとり親家庭児童の生活・学習支援】</b> ひとり親家庭の児童に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。また、モデル事業を検証し、ひとり親家庭の子どもに対する今後の支援策について検討します。</p> <p><b>【寄り添い型生活支援事業】</b> 養育環境に課題があるなど支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、安心して過ごすことのできる環境の中で、基本的な生活習慣を身に付けたり、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、生活スキルの習得や学習を支援する寄り添い型生活支援事業を充実します。</p> <p><b>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】</b> 一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援します。また、未就学児のいる家庭については、保護者が就業のため帰宅時間が遅くなる場合に、定期的に家庭生活支援員を派遣することで、子どもの生活や子育てを支援します。</p> <p><b>【高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】</b> より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。</p> <p><b>【ひとり親家庭等医療費助成】</b> 健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方に対し、医療機関等に受診した場合、保険診療分の一部負担金を横浜市が助成します。</p> <p><b>【就学援助・私立学校等就学奨励制度】</b> 就学援助として、経済的理由により市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。申請事務手続き等が円滑に進むようサポートします。私立学校等就学奨励（★）として、市内に在住し、国立等市立以外の公立又は市内にある私立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）へ通学する方、あるいは、外国籍で市内の外国人学校（初級部・中級部）へ通学する方で、経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。</p>

※★印は本市独自で実施している事業・取組

### 施策3

### 貧困の連鎖を断つ

#### 施策の方針

- 学校での学習だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図ります。特に、将来の社会的・経済的自立につなげるため、困難を抱える中学生に対し、高校進学に向けた学習支援の充実を図り、社会で求められる知識・能力及び社会性等を身に付けることで職業選択の幅を広げます。
- 学校や区役所、民間による相談支援や、経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

取組	概要
1 学習支援	<p><b>【寄り添い型学習支援事業】</b>生活保護世帯等の子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立を実現し、貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。</p> <p><b>【ひとり親家庭児童の生活・学習支援（再）】</b>ひとり親家庭の児童に対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもたちの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。また、モデル事業を検証し、ひとり親家庭の子どもに対する今後の支援策について検討します。</p>
2 就学継続支援・進学支援	<p><b>【被保護者自立支援プログラム（教育支援専門員）】</b>区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等に在籍する生徒についても通学継続支援を行います。</p> <p><b>【高校奨学費】</b>経済的な理由や家庭の事情により、高等学校での修学が困難な方へ返還不要の高等学校奨学金の支給や定時制高等学校の教科書の給付などを行います。</p>

#### 子どもの貧困対策につながる地域や企業の取組

～子ども食堂の取組～

経済的な理由で十分な食事をとることができない、夕食を菓子パンやスナック菓子で済ませてしまう、親の仕事等で一人で食事をしているなど、本市の関係者ヒアリングの中でも、子どもの食を取り巻く状況が確認されました。

また、本市のアンケート調査によると、ひとり親世帯では普段子どもだけでご飯を食べることがあると回答した比率は「よくある」「ときどきある」をあわせると5割近くとなっています。

家庭や学校の他に、地域の中に子どもの居場所を増やして、子どもを地域全体で見守り、子どもの育ちを温かく支えることのできる取組として、近年「子ども食堂」が注目されています。「子ども食堂」は、子どもが一人でも入れる食堂で、無料や低価格で手作りの温かい食事を食べることが出来る場です。子どもに、栄養のバランスのとれた食事をとってもらうとともに、大人と一緒に料理をしたり、大人数で食卓を囲むことで、「孤食」等の子どもの食をとりまく環境が改善されることが期待されます。また、子どもに寄り添って話し相手となったり、学習支援をするなど、子どもと地域の人が交流する取組を行っているケースも多くみられます。

「子ども食堂」は、NPO法人、市民団体、ボランティアが担い手となって、全国各地に広がりを見せています。2015年には、「こども食堂ネットワーク」という全国的なネットワーク組織が発足し、民間ベースの取り組みとして子ども食堂の運営主体による交流が始まっています。

国や自治体による生活保護制度などのセーフティネットの仕組みに加えて、「子ども食堂」の取組に代表されるような、地域社会で子どもの育ちを見守り支える取組は、支援を必要とする子どもにとって重層的な支援が用意されているという観点からも、今後の広がりが期待されます。

#### 教育支援専門員

生活保護世帯の児童・生徒が、希望する進学先に進み、将来に備え十分な知識を身に付け、社会的にも経済的にも自立を実現することができるよう、主に高等学校等への進学支援と通学支援に特化した支援を、担当ケースワーカーとともに進めています。

中学校3年生を中心に、本人や保護者に対して、本人の将来を見据えて高校進学することの意義を共有し、進学制度の説明や寄り添い型学習支援事業への案内など、進学に向けた準備について、面接や家庭訪問などを通して支援します。不登校の生徒に対しては、家庭訪問の他、学校や他の相談機関とも連携して支援しています。

また、必要に応じて高校進学後も継続的に支援することで、高校を中退することなく、卒業することができるよう取組んでいます。

施策の方針

- 地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進することにより、これまで支援機関につながらなかった若者を支援に結び付けます。
- 専門機関の支援体制の充実により、初期相談からの段階的な支援により自立を促していきます。
- 専門機関と地域が連携しながら、必要に応じて自立後の支援にも取り組むなど、困難を抱える若者が、地域社会の中で、見守られつつ、自立して暮らしていくことができる環境づくりを進め、若者の現在及び将来の生活の安定を図ります。

取組 主な	概要
<p>1</p> <p>困難を抱える若者の相談・就労支援体制</p>	<p>【<b>青少年相談センターにおける相談・支援事業</b>】 青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を行う人材や団体の育成に取り組みます。</p> <p>【<b>地域コースプラザ事業（★）</b>】 青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、居場所の提供を中心に、第一次的な相談や社会体験・就労体験プログラムなどを通じた自立支援を行います。</p> <p>【<b>若者サポートステーション事業</b>】 若者サポートステーションにおいて、働くことや自立に不安や悩みを抱えている若者と保護者を対象とした個別相談、学び直しを含む就労セミナー、短期間での就労体験などのプログラムを提供するとともに、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。また、就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図るための支援を行うため、学校との連携のもと、若者サポートステーションが、定期的に出張相談等を実施します。</p> <p>【<b>よこはま型若者自立塾における支援</b>】 長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、低下した体力を回復するための体づくりとともに、合宿訓練による共同生活を通じ、生活リズムの立て直しや他人との関わり方の習得など、生活改善に向けた支援を行うことによって、若者の社会的・経済的自立を推進します。</p>
<p>2</p> <p>困難を抱える若者の自立に向けた環境整備</p>	<p>【<b>施設等退所後児童アフターケア事業</b>】 児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる情報提供、相談、支援等を行い、安定した生活の実現を目指します。さらに、退所後すぐに自活することが難しい場合や離職した退所者に対して、住まいの確保に向けた支援や自立に向けた支援の充実を図ります。</p> <p>【<b>施設等退所後児童に対する調査</b>】 社会的に孤立したり、生活に困難を抱えるリスクが高いとされる、児童養護施設等の退所者に対する調査を実施します。この調査により、退所者の生活や就労の状況、退所後に直面した様々な問題、自立支援の課題などを把握し、施設等が行う退所前後の自立支援の取組や、平成 24 年度から本市が行っているアフターケア事業について、当事者や利用者等からの意見を踏まえて振り返り評価するとともに、今後のより効果的な支援につなげていきます。</p> <p>【<b>応援パートナーの養成・派遣（地域コースプラザ事業）（★）</b>】 一般市民の方や団体・企業を対象に、困難を抱える若者について理解し、活動に協力していただけるよう「応援パートナー」を養成し、地域コースプラザをはじめとする地域の若者支援の活動への派遣等を実施します。 ※応援パートナー 平成 27 年度に実施した「地域サポートモデル事業」により育成。</p>

※★印は本市独自で実施している事業・取組

高校と支援機関との連携

高校においては、様々な機関・団体等と協働して、学校や生徒の状況に応じて、生徒の自立を支援する独自の取組が行われています。若者サポートステーションも支援機関の一つです。

横浜市は若者サポートステーションの運営支援をしており、横浜市、高校等、若者サポートステーションの三者で連携して、経済面や生活面、就労に困難を抱える生徒を対象に、出張相談等による支援を行っています（平成 27 年度は県立及び市立高校 16 校と連携しています）。

☆若者支援機関・団体等による取組の具体例

- ・若者サポートステーションによる定期的な出張相談、個別面談
- ・NPO法人による図書館での居場所運営
- ・大学生や教員OBのボランティアによる学び直し

## 施策 5

## 生活基盤を整える

### 施策の方針

- 現金給付等の経済的な支援により暮らしを保障します。
- 保護者の就労に向けた資格取得や就職活動への支援等により、生活自立に向けて支援します。

主 組 な	概要
1 現金給付 を支える 生活基盤	<p>【生活保護】生活困窮者に対して、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。</p> <p>【児童扶養手当】父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭等）に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。国の制度改正に伴い、平成28年8月分から第2子以降の加算額を増額し、ひとり親家庭への経済的な支援を充実します。</p>
2 保護者の就労促進	<p>【被保護者自立支援プログラム（就労支援事業）事業】区の生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い、自立を促すとともに、すぐに就労に結びつかない生活保護受給者に対しては、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高める取組を行います。また、生活保護受給者等を対象としたハローワークの窓口（ジョブスポット）を区役所内に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施します。</p> <p>【生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業における就労支援）】区の生活支援課に自立相談支援員を配置し、生活保護には至らない生活に困窮している世帯への相談支援を行います。相談者の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、生活・社会訓練等の就労に向けた準備支援や、ジョブスポット等を活用した就労支援を行います。</p> <p>【母子・父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）】ひとり親家庭等の保護者が、適職に就くために必要な技術や資格を取得するための講座を受講した場合の受講料の支給や、看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するための修業期間の生活費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするとともに、より良い条件での就職や転職へつなげます。給付金の支給割合や支給上限額、支給期間を拡充し、ひとり親家庭の保護者の就労による生活の安定に向けた支援を充実します。</p> <p>【母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）】ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談・講習会、弁護士等による専門相談などを、関係機関と連携しながら実施します。また、ひとり親家庭の親を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、学習支援などを実施し、ひとり親家庭の自立に向けて支援します。</p> <p>【高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再）】ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。</p>
3 世帯への 経済的支援等 子育て	<p>【児童手当】児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長を目的として、当該児童を養育している者に手当を支給します。</p> <p>【小児医療費助成】国は未就学児医療費の一部負担割合を3割から2割へ軽減し、子育て世帯への経済的支援を実施していますが、横浜市では、安心して子どもを育てられる環境づくりのひとつとして、学齢期児童医療費等の一部負担金分を助成することにより、子育て家庭の更なる経済的負担の軽減を図ります。</p>

### 生活困窮者自立支援制度

日本では、雇用保険等の社会保険制度と生活保護制度の2つのセーフティネットにより、失業や病気などの事態に陥ったとしても、生活に困らないような仕組みになっていました。しかし、近年の非正規雇用の増加や世帯構成の変化など社会構造が変わってきたことにより、従来の仕組みだけでは支えきれない人が増えてきました。

このため、平成27年4月から、生活保護に至る前の段階からお困りの状況に応じて、就職や家計の見直しなどにより、生活を立て直すことや、生活の安定をはかることができるよう支援する生活困窮者自立支援制度が始まりました。

横浜市では全区の区役所の生活支援課に、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度のご相談を一体的に実施する窓口を設けて、いずれも担当の職員が個別の事情を踏まえて、ご本人と一緒に考え、支援しています。

## 1 計画の推進

## 計画の推進にあたっての連携体制、推進体制

- 支援を必要とする家庭に育つ子どもやその家庭への支援は、多岐に渡ります。また、現在は、個別の課題に対する支援の中で連携した対応を行っていますが、支援機関各々の役割や取組内容の相互理解、関係者間での個人情報の共有など、連携にあたっての基盤や仕組みが不十分な場合もあります。
- また、子ども・子育て支援においては、乳幼児期からの子どもの育ちを長い目でとらえ、子どもの発達や個々の特性に応じて、包括的・継続的な支援を行うことが求められています。
- そのためには、個別課題に対応する支援の実施主体が連携し、重層的な支援体制を構築するための基盤づくりや仕組みづくりを一層進めていく必要があります。
- 計画の推進にあたり、きめ細かで具体的な支援を展開するためには、地域の主体的な取組や民間と連携した取組を進めていくことや、市民一人ひとりが子どもの貧困に対する理解を深め、それぞれができることから取り組むことが重要です。
- 例えば、食事の提供を含む子どもの居場所や高校生への地域等による学習支援等の新たな支援策、団体や民間企業等新たな支援の担い手や、すでに行われている支援機関・団体と県立・市立高校との連携等の取組手法、アウトリーチによる支援等についても、地域の自主的な取組や他都市の取組情報収集等を行い、本市の状況を踏まえ検討を進めることが必要です。
- こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局等の関係区局による庁内の連絡会議や、支援者や有識者等による会議の開催により、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めます。

## 支援に関わる人々の人材育成

- 子どもの貧困対策は、困難を抱える子ども・若者、家庭を、暮らしの中での気づき、寄り添い、見守る人、相談を受け止めたり、支援につなげたりする人、専門的な支援を担う人など、教育・保育の場、地域、専門機関・行政機関など多くの人が協力したり、役割分担をしながら支えていく取組です。
- 教育・保育に携わる職員や、専門機関の職員や地域に対しても、すでに様々な人材育成の取組がなされていますが、これまで以上に、子どもの貧困に対する感度や支援のスキルを高めるとともに、「子ども・青少年にとって」の視点に立ち、子ども・若者、家庭と関わっていくことが重要です。
- このため、支援に関わる人々に対し、子どもの貧困の現状に対する共通認識や、支援に関わる機関等の持つ役割、活用できる制度や地域の資源等に関する情報を持つ方策等をまとめ、それぞれの制度マニュアルや研修の中に取り入れていくこと等についても、計画推進の中で引き続き検討を進めます。
- また、地域において、支援に関わる機関のネットワークづくりや、支援に関わる人を増やす取組が円滑に進むような仕組みづくりについても、計画推進の中で検討を進めます。

## 子どもの貧困に関するデータ収集や調査の実施

- 横浜市では、本計画の策定にあたり、本市の子どもの貧困に関連する事業データを改めて整理するとともに、市民アンケート、対象者アンケート、支援者ヒアリング等の実態把握のための調査を行いました。
- 計画推進にあたり、本市の状況の変化や取組の成果等を把握するため、必要なデータの収集を行います。

## 横浜市子どもの貧困対策に関する計画

平成28年3月

発行：横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

TEL 045-671-4281 FAX 045-663-8061

Eメール [kd-kikaku@city.yokohama.jp](mailto:kd-kikaku@city.yokohama.jp)

